

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
132	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	大規模災害発生時における救出 救助をはじめとした災害対策活 動の展開に必要な緊急輸送 ルートを円滑かつ迅速に確保す るため、災害対策基本法の改正 など法令の整備により、臨港道 路の管理者に対しても、自ら立ち 往生車両や放置車両の移動等 を可能にし、やむを得ない限度 での破損を容認するとともに、併 せて損失補償を規定するといっ た放置車両等の移動等に関する 権限を付与するなど、放置車両 対策の強化に係る所要の措置を 講じること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとる ためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11 月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付 与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項 4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。  【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置 づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後 の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立 ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず 災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。  【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出 救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要と なることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に 搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。  【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化 されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76 条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都
27	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	大規模災害における 広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁 自体が人的・物的に甚大な被害 を受け機能不全に陥った場合に 備え、関西広域連合が代行する 規定の創設を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害 を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あら ゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。  (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、 今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域 防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定 める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受 けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体で府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に 陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な 支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、 国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行でき る規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明 し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるた め、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整を スムーズに行うことが可能であると考えている。	災害対策基本法 第8 6条の13	内閣府	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
244	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。	【提案の経緯・事情変更等】 平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。 先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要であると認めた場合においては認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付が現金給付の選択肢があってもよいと考えている。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。 被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、
28	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療に従事可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考ええる。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考ええるが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。 ※地方分権の観点からの提案であることについての考え方については、別紙を参照願います。	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
223	B 地方 に対する規 制緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度について、支援 対象の拡大	被災者生活再建支援制度につ いて、一連の災害であれば都道 府県・市町村域をまたがる災害 でも全ての被災団体を支援の対 象とすることを求める。	【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。  【制度改正の必要性】 住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。  【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(60以下)、全壊1棟	被災者生活再建支援 法第2条第2号 被災者生活再建支 援法施行令第1条	内閣府	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
231	B 地方 に対す る規 制緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制 度」では、全壊や大規模半壊な どに限定されているが、半壊や 床上浸水の被害でも、日常生活 に大きな支障が生じている。ま た、同じ災害による被害でも、住 宅全壊被害が10世帯未満の市 町村に居住する被災者には支援 金が支給されないなど、制度上 の不均衡があるため、半壊や床 上浸水についても、適用対象と し、一部地域が支援法の対象と なるような自然災害が発生した 場合には、全ての被災区域を支 援の対象とする。	【支障事例】 ①現在の制度では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町的全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。  【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているもの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。  【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災地のみならず負担により支援を行うよりも、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	被災者生活再建支援 法 第2条第1項第2号  被災者生活再建支 援法施行令第1条	内閣府	徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度にお ける照会項目の拡大	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等 に関する法律において、情報連 携が必要な事務について別表第 2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載され ている事務を処理するために情 報連携できる特定個人情報、は、 住民票関係情報に限られてい る。 しかし、当該事務を処理するに 当たっては、生活保護関係情報 や地方税関係情報の連携が必要 となるため、これらの特定個人 情報も利用できるよう緩和をお 願います。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定め る学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定 個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象とな る者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保 護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる 程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者 の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの 判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の 主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も 必要となる。	・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 ・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主務省令で定め る事務及び情報を定 める命令第24条 ・学校保健安全法第2 4条 ・学校保健安全法施行 令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町
131	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	・法人の設立及び存 続の要件となっている 社員の必要人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員 を有するものであること」が法人 の設立・存続の要件となっている が、人口減少が進む中、人材不 足が懸念され、社員の確保が困 難になることが想定されることか ら、今後の課題として人数要件 の見直しが必要	【提案】 現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法 人)が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっ ている「10人以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。 なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務 付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 【現状と課題】 本市を含め多くの地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模 で多機能な地縁型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下 において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 【支障事例等】 地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にか かっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や 自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】 要件の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定 化や活動の充実が期待される。	特定非営利活動促進 法第12条第4項  (関連) 第10条第3号 第28条 第29条	内閣府	高山市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものとする。  (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会
212	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続を行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱  (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
215	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業に係る 国庫補助の職員配置 に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐してなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。</p>	<p>【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。</p> <p>(参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)</p> <p>【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。</p> <p>これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考ええる。</p>	<p>平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)</p> <p>病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)</p>	内閣府、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市